

小型ボイラー取扱業務特別教育の開催案内

山口労働局長登録教習機関
一般社団法人日本ボイラー協会山口支部

労働安全衛生法では、事業者は小型ボイラーの取扱い業務に労働者を従事させるときは、特別教育を実施し、この教育を修了した者でなければ当該業務に従事させてはならないことになっています。

つきましては、標記教育を下記のとおり開催いたしますので、特別教育を実施されていない事業場におかれましては、災害防止並びに取扱従事者に対する正しい知識の習得のためにも、この機会に教育を修了されまようご案内します。なお、取扱従事者が「ボイラー技士免許者」、「ボイラー取扱技能講習修了者」である場合は必要ありません。

「小型ボイラー」とは(労働安全衛生法施行令第1条4号)

次の各項のいずれかに該当するもの

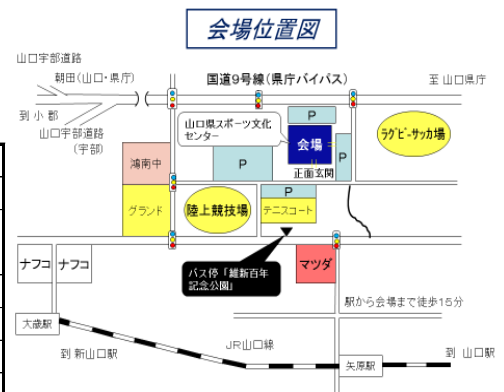
- ゲージ圧力0.1MPa以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が0.5㎡を超え1㎡以下のもの又は、胴の内径が200mmを超え300mm以下で、かつ、その長さが400mmを超え600mm以下のもの。
- 伝熱面積が2㎡を超え3.5㎡以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径25mm以上の蒸気管を取り付けたもの又は0.05MPa以下で、かつ、内径が25mm以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの。
- ゲージ圧力0.1MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が4㎡を超え8㎡以下のもの。
- ゲージ圧力0.1MPaを超え0.2MPa以下の温水ボイラーで、伝熱面積が2㎡以下のもの。
- ゲージ圧力1MPa以下で使用する貫流ボイラー(管寄せの内径が150mmを超える多管式のものを除く。)で、伝熱面積が5㎡を超え10㎡以下のもの(気水分離器を有する場合は、当該気水分離器の内径が300mm以下で、かつ、その内容積が0.07㎡以下のものに限る。)

1. 期 日 **令和 5 年 10 月 19 日 (木) ・ 20 日 (金)**

2. 場 所 山口市維新公園 4-1-1
「維新大晃アリーナ」 第1会議室

3. 日 程

日	時間	科目
10月19日(木)	9:00~11:05	ボイラーの構造に関する知識
	11:05~12:05	ボイラーの附属品に関する知識
	12:50~13:50	
	13:50~15:55	燃料及び燃焼に関する知識
10月20日(金)	16:00~17:00	関係法令
	9:00~12:05	小型ボイラーの運転及び保守
	12:10~13:10	小型ボイラーの点検



4. 受講料 **会員 13,200円(消費税を含む) 非会員 15,400円(消費税を含む)**

5. テキスト 「小型ボイラーの取扱い」(日本ボイラー協会発行) 1,210円

6. 申込方法 下欄の受講申込書に必要事項をご記入の上、受講料・テキスト代を添えて10月11日(水)までに下記へ送付又は持参して下さい。

〒745-0034 周南市御幸通り 1-5 徳山御幸通ビル 3階

(一社)日本ボイラー協会山口支部 TEL .FAX (0834)-32-2942

振込先 [西京銀行 銀南街支店 普通預金0108079] 小切手、小為替はご遠慮下さい。

7. その他
- 教育修了者には「修了証」を交付します。
 - 受講票発行後は、原則として受講料の返金はできません。
 - テキストは当日、会場での渡しとなります。

「小型ボイラー取扱業務特別教育」 受講申込書

※受付番号	氏名	性別	生年月日	現住所
		男・女	昭和 平成	年 月 日
		男・女	昭和 平成	年 月 日
		男・女	昭和 平成	年 月 日

上記のとおり受講料 名分 円、テキスト代 冊分 円を添えて申し込みします。

令和 年 月 日 (銀行振込 月 日)

事業場名

所在地 〒

連絡担当者 [所属部課] TEL() -